

社会福祉法人 大阪市城東区社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大阪市城東区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、本会の評議員及び理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等には、報酬を支給しない。

(退職手当)

第3条 役員等には、退職手当を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が本会の業務に関し出張した場合は、当該役員等に対し、旅費を支給することができる。この場合の旅費の額は、本会旅費支給規則による。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の同意を得、評議員会の決議を得て行う。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。